

那覇市公報

第 1 8 2 4 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇公 告◇

- 公の施設の管理方法等の変更について（平和交流・男女参画課）…………… 1224
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1225
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）……… 1230

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1233

公 告

那覇市公告第 441 号

令和 4 年 10 月 25 日

掲 示 済

公の施設の管理方法等の変更について

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成25年那覇市条例第4号。以下「条例」という。）第14条第4項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 施設の名称 ともかぜ振興会館
- 2 施設の位置 那覇市金城3丁目5番地3
- 3 施設の管理 指定管理者による管理を行っている「ともかぜ振興会館」について、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第14条第1項第1号に規定する選定を行わないこととし、令和5年4月1日から当分の間、同施設の管理を市長が行うものとする。
- 4 問い合わせ先 総務部 平和交流・男女参画課
電話 098-864-5195 F A X 098-861-4092

那覇市公告第 470 号
令和 4 年 11 月 1 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年9月22日

那覇市長 宛

那覇市上下水道局

企画経営課長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 企画経営課	電話098-941-7802		
個人情報管理責任者	企画経営課長			
業 務 の 名 称	那覇市下水道使用料改定に関するパブリック・コメント			
業 務 の 目 的	那覇市下水道使用料改定について次のとおり、広く市民の皆様のご意見を募集するため。			
個人情報の対象者	(1) 市内在住の方 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 本市に対して納税義務を有する方			
業務の開始年月日	令和4年9月26日			
個人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(業務開始日から令和4年10月25日まで)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年10月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 商工農水課	電話：098-951-3212		
個人情報管理責任者	商工農水課長			
業 務 の 名 称	てんぶす那覇運営審議会			
業 務 の 目 的	てんぶす那覇の運営、事業者の選定等に関する審議を行い、てんぶす那覇の運営に資するものとする。			
個人情報の対象者	てんぶす那覇運営審議会委員			
業務の開始年月日	令和4年11月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 （事業所住所）	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 （ ）
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 （ ）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員への就任依頼時)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年10月18日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話(098)862-9002			
個人情報管理責任者	福祉政策課長			
業 務 の 名 称	住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金業務			
業 務 の 目 的	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し速やかに生活・暮らしの支援を行う。			
個人情報の対象者	令和4年9月30日において、住民基本台帳に記録されている者			
業務の開始年月日	令和4年10月21日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☒ そ の 他 (口座情報)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☒ そ の 他 (視覚障害)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(☒ 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(令和4年10月～令和5年3月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 4 年10月19日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話(098)862-9002							
個人情報管理責任者	福祉政策課長							
業 務 の 名 称	住民税所得割非課税世帯に対する支援特別給付金業務							
業 務 の 目 的	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)」の趣旨を踏まえ、生活に困窮する方々に対する緊急の支援として、国が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の対象とならない世帯に対し、市独自に生活・暮らしの支援を行う。							
個人情報の対象者	令和4年9月30日において、住民基本台帳に記録されている者							
業務の開始年月日	令和4年10月22日							
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項				
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等				
	☐ 個人番号 ■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ■国 籍 ■本 籍 ■続 柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 ■その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 () ☐ 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ■そ の 他 (視覚障害)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ■公租公課 ☐ 経済取引 ■公的扶助 ■そ の 他 (口座情報) ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由				
	個人情報の収集方法							
	■本人 ■本人以外(<u>本人同意</u> ・法令等・公知性・緊急性・審議会)							
個人情報の収集時期								
■定期(令和4年10月～令和5年3月) ☐ 随時()								
本人への通知方法								
☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)								
個人情報の記録形態								
■文書 ☐ 図画 ■電磁媒体 ☐ その他()								
備 考								

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 472 号
令和 4 年 11 月 2 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年9月21日

那覇市長 宛

上下水道事業管理者 上地 英之

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	上下水道局 料金サービス課	目的外利用部課 又は提供先	上下水道局 企画経営課
業 務 の 名 称	令和4年度那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(調査票配布時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	水道利用者の住所及び氏名 3,900件（本庁地区1,319件、真和志地区1,292件、首里地区615件、小禄地区674件）		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会類型事項Ⅴ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理	那覇市上下水道局の施策の方向性（計画策定）を決定するに際し、 那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査における調査票を 配布（郵送）するため		
届 出 担 当 部 課	上下水道局 企画経営課 電話 941-7802		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年9月22日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市みらい部 都市計画課
業 務 の 名 称	国土利用計画法に係る無届取引等把握調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(当該調査開始時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	地番、登記地積、登記地目、権利者住所、権利者、義務者住所、義務者、受付年月日、原因年月日、登記原因		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出に係る無届取引等把握調査に関し、当該土地に係る情報を調査する必要があるため。		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部 都市計画課		電話 098-951-3246

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 15 号
令 和 4 年 1 0 月 2 6 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 238 号
指定工事店名	有限会社西里設備工業
営業所所在地	沖縄県沖縄市海邦一丁目 8 番35号
代表者氏名	西里 修
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 4 年 10 月 17 日
異動事由	代表者の変更

